

インドにおいて OI モデル 契約書 ver2.0 秘密保持契 約書（新素材編、AI 編） を活用するに際しての留意 点



マネージ ング・パート ナー 弁護士	シニア・パ ートナー 弁護士	シニア・ア ソシエイト
シャラド・ ヴァデラ	カヌ・プリ ヤ	サランシュ ・ヴィジャ イヴァルギ ヤ

KAN AND KRISHME

KAN AND KRISHME のマネージング・パートナーであるシャラド・ヴァデラ氏は、科学者であり、過去 30 年にわたり知的財産法、広告、IT 法、懸賞、プロモーション、専門とする弁護士である。さまざまな知的財産法弁護士グループや広告法グループのインド支部長を歴任。
カヌ・プリヤは、Kan & Krishme 法律事務所のシニア・パートナーであり、知的財産法、広告法、マーケティング法に精通したベテラン弁護士であり、インド弁理士である。国内外の企業にサービスを提供した豊富な経験を生かし、特許および商標出願の起草、中間処理、訴訟を手がける。
サランシュ・ヴィジャイヴァルギヤ Kan & Krishme 法律事務所シニアアソシエイト。エンジニアであり、知的財産権の専門家でもある。技術系企業、研究開発機関、研究者、多国籍企業など、さまざまなクライアントに対し、イノベーション、知的財産出願、異議申立、審判、ドラフティングに関するサポートやコンサルティングを行う。

【概要】

秘密保持契約（以下、NDA（Non-Disclosure Agreement）という。）とは、一人または複数の契約当事者が第三者に情報を開示することを禁止する法的拘束力のある契約である。NDA の条項の範囲で、すべての署名者は、指定された秘密情報を公衆または関係当事者以外に公開しないことに同意する。NDA は、一般的に、契約に関わる主題の秘密情報を保護するために採用される。また、契約終了後も、当事者が秘密情報を漏洩することを防ぐ役割も果たす。保護される情報には、企業秘密、独自技術、事業計画、戦略、顧客や個人情報など、一般利用を目的としないあらゆる情報が含まれる。

NDA の基本事項として、開示当事者と受領当事者の明確な特定、適用除外を伴う秘密情報の定義、指定された期間、標準化された例外規定、期間終了後の情報返却の義務付け、違反に対する概略的な救済措置、紛争解決のための管轄条項などを含めることによって、関係当事者の包括的な保護が確保される。

【詳細及び留意点】

インドにおける共同研究開発等を考慮し、物品の製造よりも IT 系の開発の機会が多いと思われるので、主に AI 編に基づいて、当事者 A を日本の企業、当事者 B をインドの企業と仮定し、モデル契約書をインドで使用する際に考慮すべき点をまとめました。

1. 秘密情報の範囲（新素材編：第 1 条オプション）

「秘密情報」という用語は、一方の当事者（以下、「開示当事者」という。）から他方の当事者（以下、「受領当事者」という。）に開示される情報のうち、秘密扱いのものをいう。受領当事者は、かかる情報の開示を差し控え、共有の意図された目的以外に使用しない義務を負う。これには、書面、口頭、電磁媒体、またはその他の開示方法や手段によって共有された情報が含まれるが、これらに限定されない。さらに、秘密保持契約（その存在と内容の両方）、当事者間の協議や交渉（その内容にかかわらず）、および当該情報を含む記録媒体、資料、装置、有形物も含まれる。秘密情報の範囲を定義するにあたっては、インド証拠法 (Indian Evidence Act) の規定を考慮することが適切である。この規定は、法律顧問に対して職務上なされた通信など、特定の種類の秘密通信に対して法的保護を与えるものである。この規定は、依頼者とその法律代理人との間の通信の秘密保持の重要性を強調し、秘密情報の保護に関する広範な法的原則を強調している。このような規定を秘密保持契約に盛り込むことにより、当事者は、法的助言を求めるとに行われた通信がインド法の下でも秘密を保持することを保証することができる。

さらに、インドでは、「秘密情報」の範囲が 2023 年の個人データ保護法 (PDPA) に規定されている。PDPA では、「秘密情報」に PDPA 第 2 条(t)に定義される個人情報も含まれ、データ主体の身元を明らかにするあらゆるデータが含まれる。PDPA を確実に遵守するためには、電子的コミュニケーション、書面、口頭でのやりとりなど、開示の方法を明示することが望ましい。さらに、インドの法的要件や業界のベストプラクティスに合わせるためには、PDPA が規定するデータセキュリティ対策を取り入れ、国境を越えたデータ移転に対応することが不可欠である。

2. 前文（新素材編、AI編）

インドでは、外国企業との間の契約書には、当事者企業の名前に加え、企業の登録されている国名・国籍を含む企業の住所も記載する必要がある。

3. 秘密情報の定義と開示（新素材編、AI編：第1条）

秘密保持モデル契約書では、秘密情報は、独自の知識から交渉記録に至るまで、当事者間で共有される広範なデータを包含するものと定義されている。また、この定義に存在する例外が明記され、明確性が確保され、受領当事者が守秘義務に拘束されないシナリオが定義されている。

インドの場合、これらの例外は法的原則に沿ったものではあるが、実際の適用と執行可能性を確保するために、さらに詳しく説明することが不可欠である。これには、インドの商慣行や法的基準に関連する具体的な例を示すことで、理解力を高め、潜在的な紛争を軽減することができる。さらに、関連する判例や法規定を参照することで、インドの法的枠組みにおける条項の正当性を強化することができる。

例えば、2023年のPDPAは、同意要件の例外を含む個人情報処理の原則を定義している。PDPA第7条は、明示的な同意が得られない場合における個人情報の許容可能な使用を理解するための、より明確な枠組みを提供する。さらに、Puttaswamy判決(Justice K.S. Puttaswamy (Retd.) vs Union of India, 2017)は、インドのデータプライバシーと秘密保持法に関する画期的な判決であり、大きな影響を与えている。同判決におけるインド最高裁によるプライバシーに対する基本的権利の認定は、商業契約を含む様々な文脈における守秘義務の解釈・適用方法に大きな影響を与えた。

4. 秘密保持（新素材編、AI編：第2条）

秘密保持モデル契約書では、受領当事者に厳格な守秘義務を課し、秘密情報の慎重な管理と維持を義務付け、事前の書面による同意なしに開示することを禁止している。

しかし、インドのデータ保護法およびプライバシー法を考慮すると、実効性を高め、コンプライアンスを確保するためには、不正アクセスや侵害を防ぐためのアク

セス制御などのデータセキュリティ対策に関する条項を盛り込むことが必要である。

さらに、サイバーセキュリティの脅威がますます高まっていることを考慮すれば、インシデント対応プロトコルに関する条項を盛り込むことで、潜在的な侵害に対する契約の耐性を強化することができる。セキュリティインシデントの特定と対応に関する明確なガイドラインを定めることで、当事者は積極的にリスクを軽減し、秘密情報の完全性を維持することができる。

5. 目的外利用の禁止（新素材編、AI 編：第 3 条）

秘密保持モデル契約書では、受領当事者が契約書に明示された目的以外に秘密情報を利用することを禁止する基本条項が含まれている。これは極めて重要な保護措置であるが、インドの法律が個人データや企業秘密など特定の種類の情報の使用や開示に特定の制限を課している場合があることを認識することが重要である。

秘密情報の不正使用や開示に関するインドの判例法や法規定は、そのような行為の意味するところについて貴重な示唆を与えてくれる。例えば、1872 年に制定されたインド契約法、特に第 27 条と第 28 条は、取引を制限する契約と法的手続きを制限する契約の執行可能性を取り上げている。これらの規定は、契約合意における秘密情報や企業秘密の不正使用や開示を禁止する条項を執行するための法的枠組みを定めるものである。

インドの法的枠組みの中で協定の有効性を強化するためには、これらの制限に対処する条項を追加することが望ましい。これには、個人データや企業秘密の使用や開示に特化した条項を組み込むことが考えられる。さらに、そのような秘密情報の取り扱いと保護に関する受領当事国の義務を明記することで、協定の強制力をさらに強化することができる。さらに、インドにおける規制の枠組みの動的な性質を考慮すると、データ保護法や営業秘密法の将来的な変更の可能性に対応する形で条項を作成することが賢明である。進化する法的要件に適応可能であり続けることで、契約は時とともに妥当性と有効性を維持し、秘密情報の不正使用や開示に対する強固な保護を当事者に提供することができる。

6. 秘密情報の複製の取扱い（新素材編、AI 編：第 4 条）

秘密保持モデル契約書では、契約書に記載された目的のために必要な秘密情報の複製を認めている。しかし、インドの場合、インドの知的財産法および企業秘密保護法制と整合させるためには、有効性を高めるための特定の保護措置を盛り込む必要がある。

1957 年著作権法、1872 年インド契約法などのインドの知的財産法は、秘密情報の複製と保護に重要な法的枠組みを提供している。

インドの法的枠組みへの準拠を達成するために、所有権、リバースエンジニアリングの制限、複製された情報の取り扱いに関する義務に対応する条項を NDA に組み込むべきである。これらの条項は、複製された情報から生じる知的財産に対する当事者それぞれの権利を明確にし、秘密情報への不正アクセスや不正操作を防止するものである。所有権を詳細に規定することで、秘密情報の複製を通じて開発された知的財産に関する当事者の権利と義務を明確にすることができる。さらに、リバースエンジニアリングの制限により、企業秘密の不正使用や開示から保護され、秘密情報の保護がさらに強化される。さらに、複製された情報の取り扱いに関する義務を記載することで、責任あるデータ管理慣行の重要性が強調される。これには、不正開示を防止し、データの完全性を維持し、不正流用や誤用に関連するリスクを軽減するための措置が含まれ、インドの法的基準や業界のベストプラクティスに合致している。

7. 個人情報の提供（AI 編：第 5 条）

秘密保持モデル契約書の個人情報に関する規定は、法的原則に沿ったものであるが、「個人情報」を扱う追加規定を盛り込むことにより、さらに詳しく説明することが不可欠である。

個人情報とは、そのデータによって、またはそのデータに関連して識別可能な個人に関するあらゆるデータのことである。具体的には、2023 年個人データ保護法（PDPA）に合わせることも最も重要である。これには、不正アクセスや侵害を防ぐために、暗号化プロトコルやアクセス制御などのデータセキュリティ対策に関する条項を盛り込むことが必要である。さらに、PDPA の規定による国境を越えた個

人データ移転の制限に対処することは、法的リスクを軽減し、コンプライアンスを維持するために不可欠である。

8. 秘密情報の破棄または返還（新素材編、AI 編：第 6 条）

秘密保持モデル契約書では、受領当事者は、開示当事者の書面による要求があった場合、開示当事者の指示に従い、秘密情報を直ちに破棄または返却し、当該情報を受領した第三者にも同様の対応をさせるものとし、さらに、受領当事者は、要求された場合、廃棄の指示に従ったことを証明する文書を提出するものとする。

この条項は、NDA における、契約終了時の秘密情報の破棄または返却に関する一般的な慣行を反映したものである。これは、秘密保持の原則と、開示された情報が契約終了後も保持されたり悪用されたりしないことを保証する必要性に沿ったものである。

インドでは、個人データ保護法などのデータ保護法やプライバシー法が、秘密情報の取り扱いや廃棄に関して追加的な要件を課す場合がある。したがって、本条項は処分の一般原則に対処するものではあるが、インドのデータ保護法制への準拠を確保するための具体的な規定を盛り込むことにより、より強化することができる。例えば、同条項は、受領当事者に対し、関連するインドの法律や業界基準に従って秘密情報が適切に廃棄されていることを証明するよう求めることができる。さらに、環境の持続可能性への注目が高まっていることを考慮し、リサイクルや安全な電子的シュレッダーなど、環境に配慮した廃棄方法に関する条項を盛り込むこともできる。このような配慮を盛り込むことで、条項はインドの法的要件やビジネス慣行により合致し、契約の実効性を高め、適用法の遵守を確保することができる。

9. PoC 契約および共同研究開発契約の締結（新素材編、AI 編：第 7 条）

秘密保持モデル契約書では、NDA の締結後、当事者 A および B は、概念実証（PoC）段階または研究開発（R&D）段階に進むよう努め、PoC または共同研究開発契約の最終締結を目指すものとする。当事者 B は、NDA の発効日から 2 ヶ月以内に、PoC または共同研究開発契約に参加するかどうかの意思を伝えなければならないが、この期限は、状況によっては双方の合意により延期することができる。

この条項は、NDA の段階から PoC や共同研究開発契約など、より実質的な共同研究へと移行する当事者の意図を概説するものである。インド法では、このような契約の具体的な要件は規定されていないが、関連する判例法による契約上の明確性と強制力が重視される。

インドの場合、PoC や共同研究開発協定の条件に関してさらに具体性を持たせることで、この条項は恩恵を受ける可能性がある。これには、知的財産権、紛争解決メカニズム、終了条件など、インドの企業提携において極めて重要な考慮事項に関する条項が含まれる可能性がある。さらに、インドにおけるビジネス慣行は多様であることから、この条項は、関係当事者の独自の要件や嗜好を考慮に入れ、その後の契約条件の交渉においてより柔軟性を持たせることができる。このような調整を取り入れることにより、同条項はインドの複雑なビジネス関係にうまく対応し、当事者間の円滑な協力関係を促進することができる。

10. 損害賠償（新素材編、AI 編：第8条）

秘密保持モデル契約書では、いずれかの当事者が NDA に違反した場合、違反した当事者は、違反しなかった当事者に発生した合理的な弁護士費用を含む損害賠償責任を負うものとする。

この条項は、契約違反の結果生じた損害について当事者に責任を負わせるという、インドの契約法における契約責任の一般原則に沿ったものである。

11. 差止め（新素材編、AI 編：第9条）

秘密保持モデル契約書では、いずれかの当事者が NDA に実際に違反した場合、または違反の可能性がある場合、違反をしていない当事者は、かかる違反を防止し、損害を軽減するために、差止命令による救済を求めることができる。

この条項は、インドの契約法において違反があった場合に差止めによる救済を求めるという一般的な慣行を反映したものである。差止命令は、当事者が契約上の義務違反を防止し、その権利を保護するために利用できる標準的な法的救済手段である。

12. 期間（新素材編、AI 編：第 10 条）

秘密保持モデル契約書では、契約が有効に存続する期間を規定しており、通常は契約締結日から 1 年間である。しかし、開示された情報の守秘義務に関する特定の条項は契約終了後も適用され、秘密情報の継続的な保護が保証される。

契約に特定の期間を設定することは、インドの契約法では一般的な慣行である。両当事者は、その義務や権利が執行可能な期間を確定するために、契約期間を特定する条項を盛り込むことが多い。この条項は、契約条件を定義するための標準的なアプローチを反映したものであるが、インド法では、契約期間に関して一定の要件や考慮事項が課される場合がある。インドでは、契約は契約の成立、強制力、終了を規定するインド契約法の適用を受ける。従って、インドの法的要件に準拠し、当事者双方の同意に基づく契約の自動更新や延長に関する条項や、規定期間の満了前に契約を終了させるための仕組みを盛り込むことで、条項を強化することができる。さらに、秘密情報の処分や守秘義務の継続など、早期終了がもたらす結果にも言及することで、インドの法的文脈における明確性と強制力を高めることができる。このような配慮を盛り込むことで、契約条項は、インドでビジネスを行う際の法的要件や実務上の現実にも対応しつつ、契約期間中、実効性と強制力を維持することができる。

13. 準拠法（新素材編、AI 編：第 11 条）

この条項は、NDA の下で生じる紛争に適用される準拠法を指定する。このモデル契約では、準拠法は日本法となっており、紛争は日本の法律と法原則に従って解決されることになる。

インドでは、インド法の強行規定に反しない限り、契約における準拠法の選択は一般的に尊重される。しかし、インドの裁判所が外国法に準拠する事項に対して有する管轄権は限定的であり、外国法に基づく判決を執行することはより困難な場合がある。従って、当事者は準拠法を選択することはできるが、外国法を選択することの実務的な意味合いや執行可能性を慎重に検討すべきである。インドの当事者が関与する商取引の多くが国際的なものであることから、準拠法条項で外国法を指定することは一般的である。しかし、特に取引が主に国内法である場合や、外国法で

の執行可能性に懸念がある場合には、当事者がインド法を契約準拠法として選択するケースもある。従って、モデル NDA の日本法を選択は有効であるが、当事者はその意味を慎重に検討すべきであり、インドで事業を行う場合には、より具体的な状況や要望に合うように本条項を適応させることを選択することができる。

14. 裁判管轄（新素材編：第 12 条、AI 編：第 11 条）

インドにおいて裁判管轄条項は、契約から生じる紛争を裁く権限を有する裁判所を決定する上で極めて重要である。当事者は特定の裁判所や裁判管轄を選択する自治権を有するが、インドの裁判所は一般的に契約で指定された選択を尊重する。しかし、当事者は、裁判管轄権の争いを避けるために、選択した裁判管轄が紛争と現実的かつ実質的な関係があることを確認する必要がある。

インド場合、インドの当事者や主にインド国内で発生する取引を扱う場合、選択した裁判管轄としてインドの裁判所を指定することがより現実的であろう。この方法によって、紛争解決手続を合理化し、現地の救済措置や法的手続へのアクセシビリティを確保することができる。さらに、当事者は、効率性と柔軟性からインドの商業契約においてますます好まれるようになってきている仲裁や調停などの代替的紛争解決メカニズムに関する条項を含めることを検討してもよい。従って、モデル NDA の日本における裁判管轄の選択は有効であるが、インドで活動する当事者は、インドの法慣行や要望に合わせてこの条項を適応させることが有益であると考えられるかもしれない。

15. 調停（新素材編：第 12 条オプション）

秘密保持モデル契約書の紛争調停に関する条項では、NDA に起因または関連する知的財産権紛争を解決するための具体的なメカニズムが概説されている。そのような紛争が発生した場合、当事者は訴訟や仲裁に訴える前に、まず調停による解決を試みなければならないと定めている。

インドの場合、調停は、特に知的財産権に関する紛争を解決するための効果的な代替的紛争解決メカニズムとして認識されている。インドの裁判所や知的財産局は、効率的かつ友好的な解決を促進するために調停を奨励するようになっており、本条

項はインドの法慣行に合致している。この条項は一般的にインドの法律と実務に沿ったものであるが、当事者は、明瞭性と執行可能性を確保するために、調停プロセスの手続きと規則を明記することを検討することができる。さらに、当事者は、選任される調停人がインド法で要求される資格と基準を満たし、知的財産権問題の専門知識を有していることを確認する必要がある。全体として、本条項はインドにおける一般的な紛争解決のアプローチを反映したものであるが、当事者は、それぞれのニーズや要望に合わせて、さらにカスタマイズすることも可能である。

16. 協議事項（新素材編：第13条、AI編：第12条）

秘密保持モデル契約書の協議による解決に関する条項は、NDA でカバーされていない事項や NDA から生じる疑問を、当事者間の相互協議によって解決するための枠組みを定めるものである。この条項は、合意中に発生する可能性のある問題に対処する上で、友好的な解決と協力の重要性を強調している。

インドの場合、このアプローチは、交渉と相互合意を通じて紛争を解決することを当事者に奨励する法的原則に沿ったものである。インドの裁判所は一般的に、訴訟に訴える前に調停や和解などの代替的紛争解決メカニズムを検討するよう提唱している。このような協議の重視は、合意形成と友好的解決が重視されるインドの広範な文化的・法的枠組みを反映している。本条項は一般的にインドの法律慣行に沿ったものであるが、当事者は、協議プロセスを正式なものとするために、調停や調停の手続きに関連する特定の条項を盛り込むことを検討してもよい。調停や和解の手順や要件を詳述することで、当事者は紛争が発生した場合の明確性と強制力を確保できる。さらに、協議を通じて合意した内容を文書化することは、曖昧さや誤解を防ぐために不可欠である。

17. 追加を考慮すべき事項

インド法では、知的財産権の保護、守秘義務の履行、紛争解決メカニズムの提供に重点を置いている。したがって、インドの法律や商習慣に合わせた追加条項を盛り込むことは、法令遵守を確保し、リスクを軽減する上で極めて重要である。

インドで事業を行う当事者は、インドの強固な知的財産権制度を踏まえ、知的財産権の所有権に関連する条項に特に注意を払う必要があるかもしれない。また、インドのデータ保護法における最近の動向を踏まえ、データ保護とプライバシーに関連する具体的な条項を盛り込み、新たな懸念に対処する必要がある。

両当事者間のより良い理解と協力を促進し、協定の全体的な有効性を強化するために、インドで一般的な文化的ニュアンスや商習慣に基づくカスタマイズが推奨される。

18. 知的財産の所有権

知的財産（IP）の所有権に関する条項は、共同研究や秘密情報の使用を通じて創出された知的財産権に関する権利と責任を明確にするものであり、通常、開示当事者に有利な所有権を主張するものである。インドの場合、知的財産権の所有権は、1872 年インド契約法、1970 年特許法、1957 年商標法、著作権法などの様々な法的枠組みの対象となる。所有権は開示当事者に帰属するという原則はインド法に合致しているが、インドの法的枠組み特有のニュアンスや要件があるため、追加規定が必要になる場合がある。

例えば、NDA は共同所有のシナリオを検討し、共同研究中に創出された知的財産に関して各当事者に付与される権利の範囲を明確にすべきである。インド法への準拠を確保するためには、知的財産紛争に関する管轄権に対応する具体的な条項、知的財産の所有権に関する各当事者の権利と責任を明確にする条項、知的財産権の譲渡またはライセンス供与に関する条項を盛り込むことが必要となる場合がある。インドの知的財産法は複雑であるため、当事者は法律顧問に相談し、インドの法的要件や業界標準との整合性を確保しつつ、独自の状況や目的に応じて条項をカスタマイズすることをお勧めする。

19. まとめ

結論として、インドの状況にモデル NDA を適合させるプロセスでは、インドの法律、規制、ビジネス慣行の枠組みの中でその意味するところを考慮しながら、各条項を入念に検討する必要がある。このような徹底的な検討により、NDA は法的

基準を満たすだけでなく、インドにおけるビジネス遂行のニュアンスを反映したものである。例えば、モデル契約書のデータ保護に関する条項は、個人情報の収集、処理、開示を規定する 2023 年個人データ保護法（PDPA）に概説されている厳しい規制と概ね一致している。さらに、知的財産権などの考慮事項は、1872 年インド契約法、1970 年特許法、商標法、1957 年著作権法などの様々な法律や規制によって導かれる。

さらに、1996 年インド仲裁調停法（Indian Arbitration and Conciliation Act, 1996）の規定や、仲裁判断の執行可能性を強調する関連判例法を考慮し、管轄権や紛争解決メカニズムをインドの法的枠組みに合わせる必要がある。このプロセスでは、インドの法律や商習慣に精通した法律の専門家に指導を仰ぐことが不可欠である。彼らの専門知識は、インドの複雑な法的状況をナビゲートし、NDA が法的に健全で、強制力があり、当事者の利益を効果的に保護できることを保証するのに役立つ。

さらに、インドの状況に合わせた NDA のカスタマイズは、単に法的な作業というだけでなく、戦略的な作業でもある。それは、ダイナミックなインドのビジネス環境において、信頼を築き、透明性を育み、長期的なパートナーシップを育むというコミットメントを反映したものである。インドの利害関係者の共感を得、彼ら特有の懸念に対応する NDA を作成することで、当事者は世界で最も急成長している経済国の一つであるインドにおいて、協力と成長のための強固な基盤を築くことができる。要するに、インドの状況にモデル NDA を採用することは、法的、文化的、戦略的な配慮を必要とする多面的な取り組みである。このアプローチを採用することで、当事者は、リスクを軽減し、相互の成功の機会を最大化しながら、インドにおけるビジネスの計り知れない可能性を解き放つことができる。

【ソース】

- ・特許庁 オープンイノベーションポータルサイト

<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

- ・ the Indian Evidence Act, 1872(Last updated:13-3-2020) (1872 年インド証拠法)

https://www.indiacode.nic.in/bitstream/123456789/15351/1/iea_1872.pdf

f

- ・ Justice K.S. Puttaswamy (Retd.) vs Union of India, 2017 (判例)

<https://translaw.clpr.org.in/case-law/justice-k-s-puttaswamy-anr-vs-union-of-india-ors-privacy/>

<https://translaw.clpr.org.in/wp-content/uploads/2021/12/Justice-K.S.-Puttaswamy-.pdf>

- ・ the Personal Data Protection Act (PDPA) of 2023 (2023 年個人情報法語法)

<https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/Digital%20Personal%20Data%20Protection%20Act%202023.pdf>

- ・ the Indian Contract Act, of 1872 (1872 年契約法)

<https://www.indiacode.nic.in/bitstream/123456789/2187/2/A187209.pdf>

- ・ the Patents (Amendments) Act, 2005 (2005 年改正特許法)

https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/IPOAct/1_69_1_patent_2005.pdf

- ・ the Copyright Act, of 1957 (1957 年著作権法)

<https://www.indiacode.nic.in/bitstream/123456789/1367/1/A1957-14.pdf>

- ・ The Trade Marks Act of 1999 (1999 年商標法)

<https://www.indiacode.nic.in/bitstream/123456789/1993/1/A1999-47.pdf>

- ・ the Indian Arbitration and Conciliation Act, 1996 (1996 年インド仲裁調停法)

<https://www.indiacode.nic.in/bitstream/123456789/1978/3/a1996-26.pdf>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)